各務原市自治会振興交付金交付要綱

（平成１１年１月２５日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、自治会の自発的かつ主体的な活動を支援し、自治会と行政のパートナーシップによる元気な各務原市を目指した都市づくりを推進するため、各務原市自治会振興交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和３８年規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第２条　交付金の交付を受けることができるものは、各務原市の自治会とする。

（交付金の使途）

第３条　自治会は、第１条の趣旨を尊重し、交付金を次の使途に充てるものとする。

（１）緑と花の地域づくり活動

（２）コミュニティづくり活動

（３）健康づくり活動

（４）清潔で安全な環境づくり活動

（５）その他自治会の振興につながる活動

（交付金額及び交付時期）

第４条　交付金額は、１自治会当たり次に掲げる額の合算額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

（１）均等割額　市長が別に定める額

（２）世帯割額　９月１日現在の自治会加入世帯数に市長が別に定める額を乗じて得た額

（３）清掃協力費　市長が別に定める額

２　市長は、交付金を９月末日までに自治会に交付する。

（交付申請）

第５条　交付金の交付を受けようとする自治会の長は、９月１０日までに、自治会振興交付金交付申請書（様式第１号）及び自治会振興交付金交付申請に伴う活動計画書（様式第２号。以下この条及び第８条第１項において「活動計画書」という。）を市長に提出し、交付金の交付を申請する。

２　前項の規定による申請は、各務原市自治会連合会長が、各自治会の活動計画書を

取りまとめ、各自治会の長を代表して一括で行うものとする。

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付金の交付を決定したときは、自治会振興交付金交付決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（交付金の請求）

第７条　自治会の長は、交付金の交付の決定の通知を受けたときは、自治会振興交付金交付請求書（様式第４号）を市長に提出し、交付金の交付を請求する。

２　前項の規定による請求は、各務原市自治会連合会長が各自治会の長を代表して一括で行うものとする。

（実施報告）

第８条　交付金の交付を受けた自治会の長は、自治会振興交付金実施報告書（様式第５号）に活動の実績を示す書類（以下この条において「活動実績書」という。）を添付して当該会計年度の末日までに市長に提出する。ただし、活動の実績が活動計画書に記載している予定活動と同じ趣旨で行われたものである場合には、活動実績書の提出を省略することができる。

２　前項の規定による報告は、各務原市自治会連合会長が、各自治会の活動実績書（前項ただし書の規定により省略することができるものを除く。）を取りまとめ、各自治会の長を代表して一括で行うものとする。

（交付金の返還）

第９条　市長は、この要綱の規定に違反して交付金を受けた自治会があるときは、既に交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則（平成１１年５月１０日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（平成１９年５月２８日決裁）

この要綱は、平成１９年５月２８日から施行し、平成１９年度の予算に係る交付金から適用する。

附　則（平成２３年３月２８日決裁）

１　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

２　改正後の各務原市自治会振興交付金交付要綱の規定は、平成２３年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成２６年３月２５日決裁）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年９月２日決裁）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

２　改正後の各務原市自治会振興交付金交付要綱の規定は、平成２６年度の予算に係る交付金から適用する。

附　則（平成２７年３月３１日決裁）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年１２月１８日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市自治会振興交付金交付要綱の規定は、平成２９年度の予算に係る自治会振興交付金から適用する。

附　則（平成３０年３月３０日決裁）

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

２　改正後の各務原市自治会振興交付金交付要綱の規定は、平成３０年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（令和８年３月１８日決裁）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　改正後の各務原市自治会振興交付金交付要綱の規定は、令和８年度以後の予算に係る交付金について適用し、令和７年度以前の予算に係る交付金については、なお従前の例による。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

住所
申請者
氏名

自治会振興交付金交付申請書

各務原市自治会振興交付金交付要綱第５条の規定により交付金を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

１　交付事業名

２　交付事業の目的及び内容

３　交付金交付申請額

交付を受けようとする交付額	同左算出の基礎
円	

４　交付事業の完了予定期日　　年　　月　　日

５　その他参考事項

□　交付決定通知書、確定通知書等の交付金の交付に係る通知書への公印の押印の省略について承諾します。

（省略の目的：通知書到着期間短縮等の事務効率化）

※□にチェック（☑）した場合のみ、押印を省略します。

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

自治会の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿自治会

自治会長氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自治会振興交付金交付申請に伴う活動計画書

各務原市自治会振興交付金交付要綱第５条の規定により交付金を申請することに伴い、当自治会の活動計画書を提出します。

記

番号	交付金の使途	予定活動	時期	参加人数
1	緑と花の地域づくり活動			
2	コミュニティづくり活動			
3	健康づくり活動			
4	清潔で安全な環境づくり活動			
5	その他自治会の振興につながる活動			

＊該当番号を○で囲み、活動計画（活動名、予定月、参加人数など）を記入してください。

様式第３号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

各務原市長

自治会振興交付金交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった　　年度各務原市自治会振興交付金については、金　　円を交付することを決定したので通知します。

なお、各自治会長に対し次の事項を厳守するよう、周知徹底願います。

記

１．この交付金は、自治会の自発的かつ主体的な活動を支援し、自治会と行政のパートナーシップによる元気な各務原市をめざした都市づくりの推進を目的として、その目的を遂行するために要する経費として交付するものであるから、その目的以外に支出できないこと。

２．この交付金について、目的外又は不当な支出等があったときは、交付金の返還を命ずるものであること。

３．事業が完了したときは、その成果を記載した自治会振興交付金実施報告書を所管の課等の長を経て提出すること。

４．市長若しくはその委任を受け、若しくは命を受けた者が行う調査又は監査委員の監査に応ずること。

様式第４号（第７条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

住所
請求者
氏名

自治会振興交付金交付請求書

各務原市自治会振興交付金交付要綱第７条の規定により下記金額を交付くださるよう、別紙交付決定通知書の写しを添えて請求します。

なお、支払については、各自治会が指定する口座に入金してください。

記

金　　円也

ただし、　　年度各務原市自治会振興交付金として

様式第５号（第８条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

住　所

交付事業者

氏　名

自治会振興交付金実施報告書

各務原市自治会振興交付金交付要綱第８条の規定により交付事業の実施の結果を報告します。

記

１　実施した交付事業名

２　交付事業の目的及び内容

３　計画の実施状況

４　交付事業の効果

５　交付事業の着手及び完了日

着　手　　年　　月　　日

完　了　　年　　月　　日